

熱中症対策ガイドライン 策定等補助事業

エッセンシャルワーカー等の業界団体の熱中症対策を支援します

命和7年6月30日月締め切り

熱中症対策ガイドライン策定を 補助します! 東京都内の事業者団体等が、業界ごとの特性に応じた熱中症対策 ガイドラインを策定・改訂し、業界内に普及させる取組に対し、 経費の一部を助成します。

東京都は、2050 東京戦略において「命を守る熱中症対策」を掲げ、暑さ対策に取り組んでいます。厚生労働省によると、昨年の職場における熱中症の死傷者数は1257人と、熱中症リスクが高い屋外労働者や高温環境下での作業従事者等のエッセンシャルワーカーの労働環境における対策が急務となっています。また、令和7年6月から、労働安全衛生規則の一部が改正され、職場における熱中症対策が義務化されました。

業界団体等が、業界ごとの特性に応じた熱中症対策ガイドラインを策定・改訂し、業界内に普及させる取組に対し、 経費の一部を助成する「令和7年度熱中症対策ガイドライン策定等補助事業」を実施します。

〇 対象となる団体

次のいずれかの条件を満たす者が対象となり、(1)から(3)の順に優先して申込みを受け付けます。

- (1) 熱中症対策ガイドラインの策定を計画しているエッセンシャルワーカーの事業者団体
- (2) 熱中症リスクが高い職場であると都が認める団体
- (3) 熱中症リスクが高い職場であると都が認める事業者

〇 助成対象事業

- ・業界特有の暑熱環境に即した熱中症対策ガイドラインの新規策定又は改訂
- ・策定又は改訂したガイドラインの業界内への普及活動
- 〇 助成内容

助成率: 対象経費の3分の2 上限額: 200万円

対象経費:外注・委託費、広報費、専門家指導費、直接人件費など

○ 成果の公表と協力のお願い

策定又は改定されたガイドラインは、東京都が行う熱中症対策の普及啓発に活用させていただきま す。事業者団体等の皆様には、成果の提出及び都の公表へのご協力をお願いします。



- Q 策定する熱中症対策ガイドラインの具体的な内容をお願いします。
- A 策定いただくガイドラインは、業界特有の暑熱環境や、策定又は改訂前の熱中症対策の実態、事業者団体関係者の課題認識、専門家の意見等を踏まえた内容としています。また、策定又は改訂したガイドラインについての業界内(企業内)への普及は、デジタル形式での配布や、勉強会・セミナーの開催、オンラインリソースの活用、ポスターやパンフレットの作成等の方法により行うことを想定しています。詳細は募集要項2.2 (p.9、10)をご参照ください。
- Q 現場作業をするために社員にファン付きウエアを支給したいと考えています。導入費用について、助成の申請をすることは可能でしょうか。
- A 備品購入等は該当しません。熱中症対策グッズ等の購入補助を考えている場合は、東京都産業労働局のテレワークトータルサポート 助成金をご活用ください。https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/teletotal/boshu/07_total.html



お申し込み方法等の詳細は募集要項等をご覧ください